

第13号議案

ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター条例

ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設条例（平成19年ふじみ野市条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民相互の交流を図ることにより、住みよい地域社会づくりを推進し、もって福祉の増進と文化の向上に寄与するため、ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）をふじみ野市鶴ヶ岡四丁目16番25号に設置する。

（業務）

第2条 コミュニティセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) コミュニティセンターの利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの設置の目的を達成するために必要なこと。

（休館日）

第3条 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（利用時間）

第4条 コミュニティセンターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第5条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合においてコミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、当該利用に係る条件を付することができる。

（利用の制限）

第6条 市長は、コミュニティセンターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) コミュニティセンターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がコミュニティセンターの利用を制限する必要があると認めるとき。

2 コミュニティセンターを引き続いて利用できる期間は、7日とする。ただし、

市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はコミュニティセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくはコミュニティセンターの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、コミュニティセンターの利用が終了したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により利用を制限され、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によりコミュニティセンターを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) コミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第11条ただし書、第12条第2項及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第1項第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条（見出しを含む。）、第11条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例による規則その他市長が定めるところに従い、コミュニティセンターの管理を行わなければならない。

（その他）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第9条関係）

（単位：円）

時間区分 施設区分	午前 (午前9時から正午 まで)	午後 (午後1時から午後 5時まで)	夜間 (午後6時から午後 10時まで)
研修室(A)	400	500	600
研修室(B)	400	500	600

会議室	300	400	500
和室	200	300	400

備考 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立大井中央公民館鶴ヶ岡分館を廃止することに伴い、条文を整備するため、ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設条例の全部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。